

賃貸借契約により調達した情報システムの撤去について、作業内容等が明確になるよう周知するとともに、撤去に係る日程を把握できるよう作業実施計画を提出させることなどにより、会計処理及び会計年度所属区分が適正なものとなるよう改善させたもの

会計年度内に撤去の履行が完了していないのに支払っていた撤去費(支出) 5億5750万円

1 賃貸借契約により調達した情報システムの撤去等の概要

(1) 国の契約等の手続の概要

国の会計経理については、財政法、会計法、予算決算及び会計令等(以下「会計法令」)により、国の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間と定められており、原則として、各会計年度における経費は当該年度の歳入をもって支弁しなければならないなどとされている。また、歳出の会計年度所属区分が定められており、物件の購入代価等で相手方の行為の完了があった後交付するものはその支払をなすべき日の属する年度とされている。そして、契約が履行された場合は、契約担当官及び支出負担行為担当官は、自ら又は補助者に命じて、履行の完了を確認するため仕様書等に基づき必要な検査をしなければならないこととされており、検査を命ぜられた補助者等は、検査を完了した場合においては、原則として、検査調書を作成しなければならず、当該検査調書に基づかなければ当該契約の代金を支払うことができないなどとされている。

(2) 賃貸借契約により調達した情報システムの撤去の概要

防衛装備庁が調達実施機関として実施している調達のうち、情報システムについては、航空自衛隊補給本部等の要求元が作成する仕様書等に基づき、賃貸借契約等により同庁が支出負担行為担当官(分任支出負担行為担当官を含む。以下「支担官」)として調達を行っている。

情報システムの撤去について、同庁は、賃貸借の終了が確定した際に、賃貸借契約の相手方等から情報システムを構成するサーバ、端末等(以下「契約物品」)の解体費、サーバ等のハードディスクの破壊又は内容の消去(以下「HDDの破壊等」)に係る経費、搬出費等からなる見積りを徴し、これを参考にするなどして予定価格を作成し、契約相手方と協議して合意した金額を撤去費として計上し契約金額を増額する変更契約を締結している。

(3) 情報システムの撤去に係る検査等の概要

同庁は、調達品等に係る検査を陸上、海上、航空各自衛隊等(以下「各自衛隊等」)の駐屯地、基地等で実施することが適当であると認める場合には、部隊等の長が駐屯地、基地等の職員の中から指名した者を支担官の補助者として任命し、当該補助者に対して検査の指令を発出している。

情報システムの撤去に係る検査については、補助者に任命された者の中から実際に当該システムを運用する部隊等の職員で設置箇所ごとに部隊等の長が指定した使用責任者が、「電子計算機の賃貸借契約(リース以外)に係る借上機器の確認実施要領」等(以下「確認実施要領」)に基づき検査を実施している。そして、確認実施要領によれば、使用責任者は、同庁からの確認指令書に基づき契約物品の撤去の確認を行った後に、撤去確認書を作成することとされている。

同庁は、撤去確認書を会計法令に規定する検査調書として取り扱っており、支担官に提出された撤去確認書に基づき契約物品の撤去費に係る契約金額の支払を行っている。

また、確認実施要領によれば、撤去に係る日程については使用責任者が契約相手方と調整することとされている。

2 検査の結果

同庁が平成22年度から30年度までの間に締結した情報システムの賃貸借契約のうち、26年度から令和元年度までの間に変更契約により撤去費を計上した契約計268契約(契約金額計640億0225万円。うち変更契約により計上した撤去費計23億1269万円)を対象に検査を行った。

上記の268契約について、同庁は、賃貸人にとって早期に撤去を完了することが経済的利益につながり、履行期限を定めて履行を促す必要性がないことなどを理由として撤去の履行期限を定めていなかった。他方、同庁は、歳出予算を財源として撤去費を計上する契約変更を行っていたため、少

なくとも、変更契約を締結した年度の3月31日までに、撤去の履行を完了するか、履行を完了することができなければ、予算の繰越要件を満たす場合は繰越手続を行ったり、会計年度内に実施されない撤去作業を除外する契約変更を行ったりなどする必要がある。

しかし、268契約のうち計17契約(変更契約により計上した撤去費計5億5750万円)における計339か所に設置された契約物品の撤去については、契約物品の契約相手方への返還等が会計年度を超えた4月以降に履行されていたにもかかわらず、各設置箇所の使用責任者が作成した撤去確認書には3月31日までの日付が記載されており、同庁は、これらの事実と異なる撤去確認書を検査調書として、これに基づき実際に撤去の履行が完了した年度の前年度の予算により撤去費を支払っていた。

そこで、上記の17契約について確認したところ、同庁は、撤去する契約物品、設置箇所の詳細等が当初契約における設置の仕様書等に示されていることなどから、変更契約の締結に当たっては要求元に撤去に係る作業内容等を示した仕様書の作成を求めていなかった。また、同庁は、撤去とは契約物品のHDDの破壊等を行った上で契約相手方への返還であるという定義について、要求元との間で共有され、契約相手方との間で合意されていると認識していたことから、同庁と要求元又は契約相手方との間で撤去に係る作業内容が明確になっているとしていた。しかし、上記のように仕様書が作成されておらず、撤去に係る検査を実施するに当たって従うこととされている確認実施要領においても撤去の定義が示されていなかったことから、設置箇所において支担官の補助者として検査を行う使用責任者においては、撤去に係る作業内容等が明確になっていない状況となっていた。また、確認実施要領には撤去確認書が検査調書であることが示されていなかった。

そして、撤去の履行の完了が会計年度を超えて4月以降となっていた設置箇所の使用責任者に対する調査結果を確認したところ、使用責任者は、撤去の定義が示されていなかったことなどから、同庁の定義する撤去の履行が完了していないのに、部隊等の運用等に際して指揮を行う上級の部隊(以下「上級部隊」)等からの指示等に基づくなどして、3月31日までの日付を記載した撤去確認書を作成したとしていた。

また、前記のとおり、撤去に係る日程調整は、確認実施要領に基づき使用責任者が行うこととされているが、同庁の支担官が、その結果の報告を受けることとされていなかったため、日程調整の過程で判明した事情等により契約物品の撤去について会計年度内に履行を完了することができない設置箇所があったとしても、これを把握できない状況となっていた。

このように、情報システムの賃貸借契約において、会計年度内に撤去の履行が完了していないのに、事実と異なる検査調書に基づき変更契約により計上した撤去費を支払っていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 防衛装備庁が講じた改善の処置

同庁は、2年8月までに関係機関に対して通知を発するなどして、賃貸借契約により調達した情報システムの撤去に係る会計処理及び会計年度所属区分が適正なものとなるよう、次のような処置を講じた。

ア 撤去に係る契約を原則として賃貸借契約から分離することとし、撤去に係る契約を締結する各自衛隊等に対して、仕様書を作成させたり、撤去の定義を示したりすることなどにより、撤去に係る作業内容等が明確になるよう周知した。

イ 撤去に係る契約を締結する各自衛隊等の支担官等に対して、契約相手方から撤去に係る作業実施計画を提出させるよう仕様書等に規定させるなどして、支担官等において撤去に係る日程を把握できるようにした。

ウ 使用責任者等に対する受領検査業務講習の内容を充実したり、その受講者の対象に上級部隊等を含めたりすることなどにより、各自衛隊等に対して、使用責任者等が担う支担官等の補助者としての責務について周知徹底を図った。